

# 長野県短期大学紀要規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、長野県短期大学図書館・紀要委員会規程第2条第3号及び第9条の規定により、「長野県短期大学紀要」(欧文訳 The Journal of NAGANO PREFECTURAL COLLEGE、以下「紀要」という。)の投稿、審査、編集及び発行について、必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

第2条 紀要は、長野県短期大学(以下「本学」という。)における教育研究活動等を公表することにより、その成果を本学の教育研究に還元するとともに広く学術の発展に寄与することを目的とする。

## (投稿者の資格)

第3条 紀要に投稿できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 常勤教職員、特任教員及び非常勤講師
- (2) 担当教員の指導を受けた学生
- (3) 客員研究員
- (4) 図書館・紀要委員会(以下「委員会」という。)から依頼を受けた学外の者
- (5) (1) から(4) までに掲げる者が筆頭執筆者である場合の学外の共同研究者

## (原稿の種類及び内容)

第4条 原稿の種類は、論文、作品、研究ノート及びその他とし、その内容は未発表のものとする。

## (執筆の留意事項)

第5条 原稿の執筆に関する留意事項は、別表に掲げるとおりとする。

## (原稿締切日及び発行日)

第6条 原稿締切日及び発行日は、委員会が年度ごとに定める。

## (投稿の手続き)

第7条 投稿希望者は、原稿の種類及び表題を、委員会が定める応募期間内に委員会に申し出る。

2 投稿者は、次の区分により、原稿等を委員会が定める原稿締切日までに委員会へ提出するものとする。

- (1) 論文 原稿3部、紀要投稿カード(様式1)及び採用決定後に最終原稿の電子ファイルの入った電子記録媒体
- (2) 論文以外 原稿1部、紀要投稿カード(様式1)及び原稿の電子ファイルの入った電子記録媒体

## (研究対象への倫理的配慮)

第8条 原稿の内容となる研究の実施に当たっては、長野県短期大学教育・研究活動等倫理規程に基づき、対象者の人権に配慮するとともに、講じられた倫理的配慮については原稿に明記する。

## (査 読)

第9条 論文については、委員会が選任する査読者による査読を行う。

2 査読者は、論文ごとに本学教員から2名を選任する。ただし、本学に適任者がいない場合は、外部の専門研究者に査読を依頼する。

## (審査及び採否の決定)

第10条 論文については、査読者による査読票、査読票に対する執筆者の回答書(様式自由)及び修正原稿等に基づき、委員会において審査し、採否を決定する。なお、論文以外の投稿原稿については、委員会の委員の中から選任した編集担当者1名の判定報告(様式自由)に基づき、委員会において審査し、採否を決定する。

2 委員会は、採択された論文等について、紀要掲載決定書(様式2)を投稿者に発行する。

3 投稿原稿の審査に関して必要な事項は、別に定める。

(編集)

第11条 委員会は、採用が決定された原稿に基づき紀要の編集を行う。

(校正)

第12条 執筆者による校正は初校のみとし、2校以降は原則として執筆者校正に基づき委員会が行う。なお、校正段階での内容の変更は認めない。

(別刷)

第13条 原稿1編につき別刷20部を執筆者に無料で配付する。20部を超えて希望する場合は、超えた部数に係る経費は執筆者の負担とする。

(著作権)

第14条 紀要に掲載された論文、作品、研究ノート等(以下「著作物」という。)の著作権は執筆者に属するが、紀要の電子化及び公開化を含む著作物の利用権は、本学に属する。

附 則 (平成24年6月27日教授会承認)

- 1 この規程は、平成24年6月27日から施行する。
- 2 「紀要投稿要領」及び「紀要投稿要領 別記(研究報告の形式)」は廃止する。

(別表)

原稿の執筆に関する留意事項

- 1 使用言語  
使用する言語は、原則として日本語及び英語とする。
- 2 原稿の構成
  - (1) 論文原稿  
原則として、①表題(日本語と英語)、②著者名(日本語と英語、複数名の場合は貢献順)、③所属(日本語と英語で、その教育・研究を行ったときの所属と現所属、学科・専攻及び職位を記入する)、④要約(日本語と英語)、⑤5つ以下のキーワード(日本語と英語)、⑥本文及び⑦文献(引用文献又は参考文献)を含むものとする。  
第1ページに①、②、④及び⑤を記載し、③は脚注とする。なお、⑦は論文の末尾に置く。
  - (2) その他の原稿  
原則として論文に従うが、不必要なものは省略できる。
- 3 原稿の量及び形式  
原稿は、A4判用紙を使用し、論文、研究ノート、その他のいずれも1編の長さは、原則として刷り上がり14ページ以内とする。なお、原則として横書き(刷り上がり1ページ23字×42行、2段組)、縦書き(刷り上がり1ページ29字×30行、2段組)とし、英文の場合は、刷り上り1ページは、1行半角43字×46行、2段組とする。
- 4 用語の標準  
用語の標準については、各所属学会・学会誌等の投稿規定に準ずる。
- 5 図と表と写真  
図、表、写真等はそのま印刷できるものとする。また、縮小率(大きさ)と挿入箇所を原稿中に明示する。
- 6 文献の記載方法  
文献の記載については、各所属学会・学会誌等の投稿規定に準ずる。